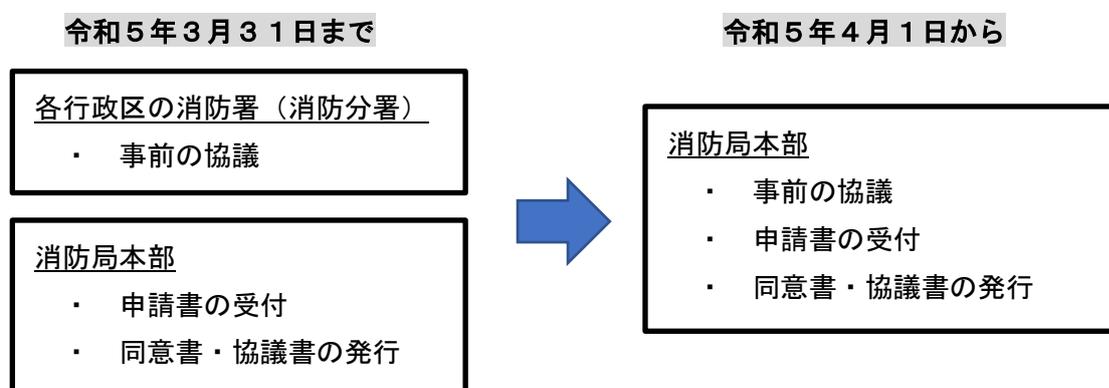


都市計画法第32条に基づく同意及び協議に係る事前協議の 消防局本部への集約について

これまで、都市計画法第32条に基づく消防の用に供する貯水施設等に係る同意及び協議の申請に伴う事前協議を、開発区域を所管する消防署（分署）で行っていましたが、令和5年4月1日から、事前協議を含めたすべての申請受付事務を消防局本部（警防課）に集約します。

事前協議から同意書又は協議書の交付までを消防局本部で行うことで、事務の効率化及び利用者の利便性の向上を図ります。



<運用開始日>

令和5年4月1日から

<受付場所>

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450の2

京都市消防局本部庁舎 2階 警防課

<受付時間>

午前9時から11時30分、午後1時から4時（土、日、祝日及び年末年始除く）

※上記時間内に来庁いただきますよう御協力をお願いします。

<問い合わせ先>

京都市消防局 警防部 警防課 消防担当

電話番号：075-212-6734